

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

## 平成 29 年度事業報告書

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、貸金業の健全な発展と資金需要者の利益の保護を図ることによって、国民経済の適切な運営に資することを目的に活動しており、平成 29 年 12 月に設立から 10 年を迎えた。

協会員各位の不断の努力と協力により、協会設立後の 10 年間で業界の健全化も着実に進み、行政に寄せられる貸金業者に対する苦情・相談件数も大幅に減少している。

一方で、協会が自主規制機関としてその使命を永続的に果たし、業界の更なる発展に寄与するためには、健全な協会財政を維持することにより、組織としての持続可能性を高めることが必要不可欠であり、平成 29 年度においても引き続き、業務の効率化・経費節減などに努めるとともに、貸金業界の社会的地位の向上と協会員と業界の更なる発展を実現するため、次の業務を行った。

### 【自主規制部門】

#### 1 貸金業関係法令等の遵守状況把握及び効果的指導の強化・充実

社内規則の点検指導等による内部管理態勢確立の支援

第 3 回目となる社内規則の一斉点検(平成 29 年 3 月末時点の全 1,082 協会員対象)を実施し、ほぼ全ての協会員が適格であることを確認した。また、新規加入の 43 協会員及び新規加入予定の 19 業者の社内規則策定支援を実施した。その他、協会員に業務用書式の提供(販売)を行うとともに、交付・掲示・備付などが求められる書類等を協会ホームページに掲載し周知した。

関係部門との連携による協会員への個別指導の実施

監査結果、法令等違反事案、苦情事案等から指導が必要と判断した協会員、新規加入協会員及び従業者数が 300 人未満の協会員に対し JFSA-Learning の受講を推奨し、さらに受講を希望する協会員を含め、計 175 協会員 1,958 名が受講、1,583 名が講座を修了した。また、協会員からの貸金業関係法令等に照らした業務相談などについて、2,493 件に対応し個別指導を実施した。

協会員のコンプライアンス態勢強化のための提供機能の充実

JFSA-Learning に、平成 29 年 5 月に全面施行された改正個人情報保護法の基礎学習を目的とした個別講座を新設し、同年 10 月より提供を開始した。また、「法令判例等検索システム」について、最新の法令、判例等を追加するとともに、協会員からの問合わせや業務相談などについて、代表的なものは、機関誌(JFSAnews)及び協会ホームページに掲載し、協会員の参考に供した。

その他、要望のあった協会員(4社)に対し法令等遵守状況を記載した「コンプライアンスシート」の開示を実施するとともに、法令の規定上明確にされていないことについて、金融庁に確認の上、「貸金業法関係法令等に係る FAQ(第 2 回)」として 2 月 15 日に協会ホームページに掲載し周知した。

#### 出稿広告の審査及び指導の継続実施

協会の広告の出稿にあたり、広告審査基準等に基づき、新聞、雑誌、テレビ、電話帳の審査対象広告 503 件の審査を実施した他、テレビ CM3,003 件、新聞・雑誌 8,824 件、電話帳 804 件の出稿広告のモニタリングを行った。なお、協会の要請に基づき、審査対象外広告 341 件を確認し、個別指導を実施した。また、インターネット広告におけるアフィリエイト広告等の出稿状況を調査し不適切な出稿のあった協会員に改善指導するとともに、非協会員やヤミ金融業者の新聞広告やホームページを調査し、法令等違反事案については監督官庁に報告するとともに、非協会員への指導及び該当ヤミ金融業者摘発等についての要請を行い、当該ヤミ金融業者広告の削除状況を確認した。

#### 反社会的勢力への対応

「反社会的勢力への対応」の徹底として、協会ホームページに「反社会的勢力への対応における留意点」等を掲載し周知するとともに、協会員の反社会的勢力への対応支援としての「特定情報照会サービス」の定着を推進した。

## 2 貸金業関係法令等の改正等への対応

### 貸金業関係法令等の改正等に伴う自主規制基本規則等の改正

「個人情報の保護に関する法律」の改正法施行等

「紛争解決等業務に関する規則」の一部改正

上記の改正等に伴い、「個人情報保護指針」、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」及びこれらに対応した「社内規則策定ガイドライン」について所要の改正を行い、協会員へ周知した。また、「広告審査に係る広告審査基準」の一部改正を行い、協会ホームページに公表し協会員へ周知した。

### 貸金業関係法令等の改正等に伴う意見募集

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（案）」

及び「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）

金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）

会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案

上記の各改正案等の公表に対応し、協会員に意見募集を行い、本協会できりまとめ、検討のうえ当局へ意見提出した。

### 関係省庁等と連携した協会員への周知

「金融機関における個人情報保護に関する Q&A」の改正について

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（平成 29 年 4 月改訂版）等の公表について

外交官等に対する住居証明書の取扱について

「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等について

「経営者保証に関するガイドライン」Q&A の一部改定について

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」にもとづく債務整理支援に係る事業の譲渡について

DDoS 攻撃に関する注意喚起について

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」着手同意後に登録

支援専門家の委嘱依頼をしない債務者について

欧米をはじめとする世界各国で発生している大規模なサイバー攻撃に関する注意喚起及び対応要請の周知について

「平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害」の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に係る登録支援専門家の委嘱依頼書の提出先・照会窓口の更新について

「平成 29 年 7 月 22 日からの大雨による災害」の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について

平成 29 年台風第 18 号の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について

自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のウェブサイトの変更について

平成 29 年台風第 21 号の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について

平成 29 年度豪雪の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について

上記について、何れも協会ホームページに公表し協会員へ周知した。

また、銀行融資の保証業務に係る大手貸金業者 21 社に対し、全銀協申し合わせ事項への対応に関する通知文書を 6 月 30 日に発送し、7 月の地区協議会及び理事会での意見を踏まえ、金融庁及び全銀協と調整のうえ、9 月 21 日に新たに全協会員に対し通知文書を発送するとともに、協会ホームページに当該文書を掲載し周知した。

### 3 協会員に対する監査の実施

本年度は、協会員の業態及び規模に応じ、重点を絞り込んだ監査方式等により、効率的で実効的な監査を実施した。

実地監査については、119 協会員（前年度 131 協会員）に対して実施した。内訳は、消費者向貸金業者 72 協会員、事業者向貸金業者 47 協会員であった。

監査の種類別では、一般監査は 115 協会員で、この内、5 日間で 2～3 協会員の監査を行う小規模、短期間監査を 89 協会員に対して実施し、大手業者への監査（融資残高が 200 億円以上）を 2 協会員に対して実施した。また、特別監査は、書類監査において多数の指摘事項があった 3 協会員、及び協会処分を受けた 1 協会員の改善状況等についてフォローアップ監査を実施した。

監査結果については、指摘事項があった協会員は 36 協会員（前年度 72 協会員）で、その割合は 30.3%（同 55.0%）となった。また、指摘件数では「法令等違反事項」は 11 件（同 35 件）、軽微な不備である「改善事項」は 53 件（同 105 件）となった。

指摘内容は、「契約締結前及び契約締結時書面の交付」に対する指摘や「反社会的勢力に対する態勢」に対する指導等が多く見受けられた。

書類監査については、1 協会員に対して原則 3 年に 1 回の頻度とする平成 28 年度の改定に基づき実施した。

対象協会員は、30 年度に貸金業登録更新予定の 300 協会員と新規加入の 46 協会員、合計 346 協会員とし、資金需要者等に直接影響する貸付実務の実施状況の確認に重点を置く監査内容とした。

行政当局等との連携については、財務局が実施した検査結果を入手し、協会の監査に活用するとともに、監査結果及び改善状況等について意見・情報交換を行った。

併せて、実地監査の際に当該登録行政庁、消費生活センター、警察署等を訪問し、ヤミ金融利用、多重債務者問題（相談件数の推移等）等に関する情報収集及び意見交換を行った。

#### 4 法令等違反に対する措置及び指導

法令等違反の届出が 259 事案（前年度は 343 事案）あり、定款等に基づき 2 協会員に対して勧告、4 協会員に対して文書による注意を行い、改善指導を行った。

協会員における法令等違反の再発等の防止については、処分等の対象となった協会員に対しては、再発防止のための改善策等の策定及び実行状況等についての報告を求めるとともに、処分等は不要であるとされた事案についても、規律委員会での審議の結果をそれぞれの協会員に通知する際に、改めて法令等違反の再発等の防止について注意喚起を行った。

#### 5 相談・苦情・紛争解決対応

相談対応・苦情処理・紛争解決手続きにおける受付件数は、合計 21,952 件（前年対比増減率-4.7%）内訳は「相談」が 21,899 件（同-4.6%）、「苦情」が 41 件（同-43.8%）であり、「紛争」は 12 件（同-29.4%）を受理した。また、貸付自粛手続きにおいては、登録が 2,487 件（同+10.9%）、撤回が 812 件（同+15.2%）であった。多重債務相談の一環として実施しているカウンセリングについては、再発防止を目的に家計支出の改善実行、家族間の関係性の改善及び買い物癖やギャンブル癖の克服等のためのカウンセリングを実施した。（相談者 109 人、総面接回数 491 回）

紛争解決手続終了事案の当事者に対し、手続きの中立性・公正性、納得感、満足感等についてアンケート調査を実施し、その結果を分析するとともに、指定紛争解決機関としての業務態勢の検証と改善策の検討を行った。

平成 29 年 10 月に、主な消費者団体（14 団体）を対象として、前年度に続き 7 回目となる消費者団体との良好な関係の維持・向上等を目的とした活動報告会を実施した。また、同年 6 月、12 月には、前年度に続き国民生活センター相談員等との「実務担当者意見交換会」を実施し、資金需要者等への相談を的確に行うためのスキルの共有化及び相互連携の強化を図った。

財務局、消費者団体、消費生活センター等からの要請に基づき、消費生活相談員等の対応能力向上を目的として実施する研修会へ講師を派遣し、カウンセリング手法を活用した相談スキル及び家計管理支援の方法等について研修を行った。（延べ 16 団体、受講者数：436 人）

協会員からの要請に基づき、お客様相談及び債権管理業務等に従事する社員に対し、「カウンセリング的手法を取り入れた顧客対応」を目的とした社内研修会に講師を

派遣し顧客対応におけるトラブル未然防止の提案を行った。(延べ 16 社、受講者数：174 人)

各都道府県の主要な消費生活センターに対し一層の連携強化による資金需要者等の相談機会の拡充を目的とした訪問活動を行った。(対象数 148 箇所、訪問延べ回数 337 回)

加入貸金業者向けに「センターだより」を 4 回発行し、苦情・紛争解決事案に関する情報のフィードバックを行った。

## 【貸金戦略部門】

### 1 積極的な広報の実施

貸金業界の社会的評価の向上と協会の認知度を高めるため、次のとおり広報活動を行った。

広報誌「JFSA」の刊行

業界健全化の進展状況と設立来の協会活動、有識者や公益理事インタビュー、行政担当官や関係団体からの寄稿等を掲載した広報誌「JFSA」を 7 月と 1 月に刊行し、協会員をはじめ関係行政や消費生活センター等 2,730 先に配布した。

「年次報告書」の刊行

平成 28 年度の協会活動や統計情報、「貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査結果」を掲載した「平成 28 年度 年次報告書」を 8 月に刊行し、協会員をはじめ関係行政や消費生活センター等 3,110 先に配布した。

調査研究結果等の公表

調査研究の結果等を、協会の定期刊行物や協会ホームページ等で公表するとともに、金融庁及び日本銀行各記者クラブへのニュースリリースを行った。

「JFSAnews」の刊行

貸金業務に関する質問と回答、実地監査における指摘事例や好事例等、法令遵守に役立つ情報や、顧客との円滑なコミュニケーションを図る上で有益な情報、資格試験関連情報を掲載した機関誌「JFSAnews」を毎月刊行し、協会員専用サイトに掲載した。

ブランディング施策の実施

「協会に加入する貸金業者は安心して借入れの相談ができる」ということを資金需要者に継続的に PR するためのポスターを制作し、協会員に 3,580 枚配布するとともに、財務局・財務事務所・都道府県貸金業担当部課、消費生活センター等に掲示を依頼した。

協会ホームページの改修

協会設立 10 年を迎えた 12 月 19 日に、デザインを改めたトップページ等をリリースするとともに、「貸金市場のあゆみとこれから」、「借金などでお悩みの方は、まずご相談ください。」の新設ページをリリースした。また、一部ページについてはスマートフォン対応を実施した。

その他

マスコミからの取材に随時対応し、正確な情報の発信に努めた。

金融関係紙・誌に会長メッセージや協会活動の記事を寄稿し、健全化が進む業界を広報した。

## 2 資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

貸金業に係る金融知識の普及及び啓発、ヤミ金融の被害防止等に関する注意喚起、貸金業相談・紛争解決センターの活用等を通じて、資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とした啓発活動を次のとおり行った。

### 資金需要者等を対象としたリーフレット類の製作及び配布

小冊子「ローン・キャッシング Q&A BOOK」を 15.5 万部製作し、各自治体の成人式及び消費生活センター等へ無償配布した。

金銭教育教材「暮らしとローン・クレジット」を継続して配布した。

ヤミ金融被害防止ポスター及びリーフレットを継続して配布した。

貸金業相談・紛争解決センター案内リーフレットを継続して配布した。

金融ADR制度リーフレットを継続して配布した。

### 講師派遣・出前講座の実施

高等学校、大学のほか、一般消費者等を対象とした消費者啓発のための出前講座を延べ 4 回実施し、152 人の参加があった。また、講師派遣として相談窓口担当者向け講座を延べ 16 回（参加者 436 人）、企業向け講座を延べ 16 回（参加者 174 人）実施した。

### 協会ホームページの活用

協会ホームページ内の悪質業者一覧を適時更新し、資金需要者等にヤミ金融との接触防止に関する注意喚起を行った。（平成 30 年 3 月末現在、938 件の事例を掲載）

### その他

東京都多重債務問題対策協議会が主催する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に本協会職員及び協会員会社の社員（延べ 14 社 29 名）が参加・協力し、特設会場において消費者啓発教材等の配布や、キャンペーングッズの街頭配布を行った。（平成 29 年 6 月、11 月）

金融庁の依頼により、「多重債務者相談強化キャンペーン 2017」キャンペーンポスター等の協会員店舗における掲示について協力した。（平成 29 年 9 月）

## 3 貸金業界の現状等に係る調査研究の実施

### 調査研究活動の概要

貸金業界の健全化が着実に進展し、多重債務問題も大幅に改善されてきている状況を背景に、貸金業者が担う資金供給機能が適時かつ円滑に発揮されているか等の観点から、現状の貸金業者の収益状況、事業別の貸付実態、事業継続上の課題・問題等の経営実態等の把握を目的とした調査を次のとおり行った。

実施時期	実施内容	対象	備考
平成 29 年 11 月～ 平成 30 年 1 月	貸金業者向け調査	登録貸金業者 (協会員、非協会員)	平成 30 年 3 月 31 日公表
平成 29 年 4 月～ 平成 30 年 3 月	月次実態調査 (平成 30 年 3 月末現在 53 社)	登録貸金業者 (協会員)	毎月公表

## 調査結果の公表

統計資料としての連続性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を鑑み、実施したアンケート調査結果を、「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」として公表を行った。

貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、月次で「月次統計資料」の公表を行った。

## 4 法令等に関する調査研究及び政府等への建議要望

貸金業に関する税制の問題を調査研究し、平成 30 年度税制改正要望を策定のうえ、次のとおり政府等に建議要望した。

平成 29 年 7 月 7 日、金融庁へ要望書を提出した。

同年 11 月 8 日、自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」に要望書を提出した。

## 5 研修の実施等

協会設立 10 周年を機に、貸金業者の現状を踏まえ、研修規則及び同細則について、次のとおり改正した。

・現行の「業務研修会」「業務講演会」の区別を見直し、研修テーマに沿った個別具体的な研修区分に変更、また、e ラーニングや動画による研修等、情報技術を用いた研修が導入できるよう明記した。

協会設立 10 周年事業として、全国 10 地区で開催された地区協議会全体会議と併設して、外部講師を招いたトップセミナーを株式会社日本信用情報機構と協働で実施し、協会員 362 社から 394 名の出席があった。

従来の業務研修会に該当するコンプライアンス研修を平成 29 年 10 月 3 日から 12 月 6 日の間に東京、名古屋、大阪、福岡の 4 か所で開催し、弁護士による「改正個人情報保護法の実務対応について」及び、本協会各部門担当役席者による「協会監査における指摘事例と好事例について」、「カウンセリング的手法を用いた顧客対応について」をテーマにした講義を行った。協会員、非協会員合計で 512 社 628 人の出席があった。

テーマ別研修会の初めての試みとして、「仮想通貨・ブロックチェーンに関する研修会」を、平成 30 年 2 月 27 日に東京で、3 月 23 日に大阪で実施した。両会場合わせ、協会員 218 社 296 人の出席があった。

協会員を対象に「カウンセリング的手法を用いた顧客対応について」をテーマとし、初級編・中級編・上級編の計 3 回の実務研修を行った。延べ 29 社 45 人の参加があった。

## 6 協議会活動状況

平成 29 年 7 月 4 日から 7 月 28 日にかけて全国 10 箇所で開催（沖縄県は報告会）を開催し、第 10 回定時総会報告を含む協会運営状況の報告を行った。本年は協会設立 10 周年となることから、協会員の代表者の出席を求め、協会運営上の要望事項等を聴取するとともに、情報・意見交換の場を設け、相互の理解促進を図った。

平成 29 年 12 月 6 日に地区協議会正副会長懇談会を開催し、地区協議会開催状況及びその他協会の諸活動について報告を行うとともに、各地区の資金需要者等の現状について意見交換を行った。

## 【自主規制・貸金戦略部門】

### 1 貸金業関係法令等の改正検討

貸金業施行規則に定められた貸金業務の課題について金融庁に要望し、調整を行った結果、個社作成の会社案内や啓発パンフレットに記載する登録番号の更新回数に記載についての考え方が明確になり、「貸金業法関係法令等に係る FAQ」として協会ホームページに公表し協会員へ周知した。

## 【主任者資格部門】

### 1 資格試験の実施

全国 17 試験地(20 会場)において平成 29 年度貸金業務取扱主任者資格試験を 1 回実施した。

試験の結果

試験日	平成 29 年 11 月 19 日(日)
受験申込者数	11,680 人
受験者数	10,214 人
受験率	87.4%
合格者数	3,317 人
合格率	32.5%
合格基準点	34 点
合格発表日	平成 30 年 1 月 10 日(水)

### 2 主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録(登録更新含む)及び変更等に関する事務を正確かつ迅速に実施した。

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日)

登録申請書受理件数	4,533 件
登録完了通知発送件数	2,203 件
更新完了通知発送件数	2,026 件
登録の変更・取消し・拒否件数	2,227 件
登録抹消件数	1,530 件
平成 30 年 3 月 31 日現在登録主任者数	27,881 人

### 3 登録講習事務の実施

平成 29 年度貸金業務取扱主任者講習実施計画に基づき、全国 10 地域において、平成 26 年度に主任者登録を受け更新時期を迎えた者を中心として 17 回の登録講習を実施した。



## 講習の実施及び結果

受講申込者数	3,215 人
受講者数	3,132 人
受講率	97.4%
修了者数	3,132 人

### マイページを活用した主任者活動支援策の実施

主任者活動の支援を目的として、主任者専用サイト(マイページ)に貸金業法及び関係法令等の改正状況、貸金業に関する各種判例、金融検査結果事例集等の関係資料を6つのカテゴリーに別けて掲載している。

## 【総務部門】

### 1 協会員数の推移(平成 29 年 4 月～30 年 3 月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
加入	5	2	5	5	5	5	3	4	1	3	3	2	43
退会	2	1	1	0	0	1	0	2	1	0	2	3	13
廃業	11	5	4	5	4	4	14	1	1	4	4	9	66
不更新	0	0	1	0	0	0	1	1	2	1	0	0	6
登録取消等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月末協会員数	1,140	1,136	1,135	1,135	1,136	1,136	1,124	1,124	1,121	1,119	1,116	1,106	
協会加入率	61.5%	61.3%	61.5%	61.9%	62.1%	62.5%	62.6%	62.4%	62.4%	62.5%	62.6%	62.5%	

### 2 協会加入促進

平成 29 年度の協会加入は 43 業者であり、平成 30 年 3 月末日で協会員数は 1,106 業者となった。

本部と支部連携の下、社内規則策定や登録申請手続きの支援を行う「貸金業者登録申請に関する支援制度」を活用し通期で 32 業者の支援申請があり、うち支援中業者等を除く 15 業者が協会へ加入した。

協会が提供しているサービスや支援内容をまとめた「協会員様へのサービスの提供、ご支援について」等を作成し、登録行政庁の協力も仰ぎつつ加入促進活動を推進した。

協会加入メリットの拡充を図ることを目的として、協会員、非協会員を訪問し、現状の業務実態や課題の確認、及び協会に求めるサービスや要望事項等の把握を図った。

### 3 財務局及び都道府県行政への協力

財務局や各都道府県から委託を受け、貸金業者の登録申請・更新・変更等の申請書類及び事業報告書・業務報告書の受付事務について業務処理を円滑に行った。

「貸金業者登録申請書・届出書」や「貸金業者登録申請の手引き」について、法改正に伴う改訂を行い、協会ホームページの協会員専用サイトに掲載し、協会員の行政関係事務の効率化・明確化を図った。

#### 4 協会運営規則の改正等

協会代表者の資格要件を代表取締役に限定することは法令上も適当ではないことなどから「定款の施行に関する規則」の見直しを行い、実態に即した内容に改正した。

改正個人情報保護法令等の施行に伴い、協会内運営規程として新たに「個人情報取扱規程」を制定し、従前の「個人情報の保護に関する規則」を廃止するとともに、「特定個人情報取扱規程」等について所要の改正を行った。

#### 5 「日本貸金業協会 10年史」の刊行に向けた取組み

貸金業界の歴史と、その中で協会が行ってきた活動等を掲載した「日本貸金業協会10年史」の刊行に向けた準備を行った。

#### 6 内部監査の実施及び役職員のコンプライアンスの徹底

内部管理態勢の整備・定着を図ることを目的に、本部8部署、12拠点支部、並びに貸金業相談・紛争解決センターのADR業務に係る定期監査を実施し、協会業務の有効性・効率性を評価・検証した。また、自主規制機関としての役職員のコンプライアンス向上のための研修を行うなど周知徹底を図った。

総会・理事会・会議・委員会・協議会・役員等

1 総会

平成 29 年 6 月 14 日、第 10 回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

第 1 号 平成 28 年度事業報告書承認に関する件

第 2 号 平成 28 年度財務諸表及び財産目録承認に関する件

[平成 28 年度監査報告]

第 3 号 平成 29 年度事業計画書(案)承認に関する件

第 4 号 平成 29 年度予算書(案)承認に関する件

第 5 号 役員(理事)選任に関する件

2 理事会

本年度中、理事会を 12 回開催し、協会への入退会、役員(理事)候補者・各会議体委員の選任、支部事務所の移転、「個人情報保護指針」、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」、「認定個人情報保護団体の業務に関する規則」、「研修規則」及び「『研修規則』に関する細則」、「定款の施行に関する規則」、「貸付自粛対応に関する規則」の一部改正、平成 30 年度事業計画及び収支予算(案)など本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

第 1 回理事会(平成 29 年 4 月 26 日)

審議事項

第 1 号 本協会への新規加入承認に関する件

第 2 号 本協会からの退会承認に関する件

第 3 号 平成 28 年度事業報告書(案)承認に関する件

第 4 号 平成 28 年度決算報告書(案)承認に関する件

第 5 号 「個人情報保護指針」の一部改正に関する件

第 6 号 「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正に関する件

第 7 号 研修委員会委員選任の同意に関する件

その他

報告事項

「紛争解決等業務に関する細則」の一部改正にかかる承認条件に関する報告

自主規制会議報告

総務委員会報告

相談・紛争解決委員会報告

その他

第 2 回理事会(平成 29 年 5 月 17 日)

審議事項

第 1 号 本協会への新規加入承認に関する件

第 2 号 本協会からの退会承認に関する件

第 3 号 役員(理事)候補者選任に関する件

- 第4号 第10回定時総会に付議すべき議案に関する件
- 第5号 「認定個人情報保護団体の業務に関する規則」の一部改正に関する件
- 第6号 貸金戦略会議委員選任に関する件

報告事項

- 自主規制会議報告
- 貸金戦略会議報告
- 総務委員会報告
- 相談・紛争解決委員会報告
- その他

第3回理事会(平成29年6月14日)

審議事項

- 第1号 総務委員会委員長選任に関する件
- 第2号 副会長承認に関する件
- 第3号 副会長の順位に関する件
- 第4号 総務委員会委員選任の同意に関する件
- 第5号 顧問の委嘱に関する件
- 第6号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第7号 本協会からの退会承認に関する件

第4回理事会(平成29年7月19日)

審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 貸金戦略会議委員選任に関する件
- 第3号 「研修規則」及び「『研修規則』に関する細則」の一部改正に関する件

報告事項

- 自主規制会議報告
- 貸金戦略会議報告
- 総務委員会報告
- 相談・紛争解決委員会報告

第5回理事会(平成29年8月16日)(書面による会議)

審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 貸金戦略会議委員選任に関する件
- 第3号 「銀行カードローンの保証業務に関する協会員へのお願い」に関する件

報告事項

- 自主規制会議報告
- 総務委員会報告

第6回理事会(平成29年9月20日)(書面による会議)

審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 支部事務所移転に関する件
- 第4号 研修委員会委員選任の同意に関する件

報告事項

- 自主規制会議報告
- 総務委員会報告
- 相談・紛争解決委員会報告
- 試験委員会報告

第7回理事会(平成29年10月18日) (書面による会議)

審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件

報告事項

- 自主規制会議報告
- 貸金戦略会議報告
- 総務委員会報告

第8回理事会(平成29年11月15日) (書面による会議)

審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件

報告事項

- 自主規制会議報告
- 貸金戦略会議報告
- 総務委員会報告
- 相談・紛争解決委員会報告

第9回理事会(平成29年12月20日)

審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 「定款の施行に関する規則」の一部改正に関する件
- 第4号 「個人情報保護に関する規則」の廃止に関する件

報告事項

- 自主規制会議報告
- 総務委員会報告
- その他

第10回理事会(平成30年1月17日) (書面による会議)

審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件

報告事項

自主規制会議報告  
総務委員会報告

第 11 回理事会(平成 30 年 2 月 21 日)

審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 支部事務所移転に関する件
- 第4号 「貸付自粛対応に関する規則」の一部改正に関する件

報告事項

自主規制会議報告  
貸金戦略会議報告  
総務委員会報告  
相談・紛争解決委員会報告  
試験委員会報告

第 12 回理事会(平成 30 年 3 月 20 日)

審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 平成30年度事業計画(案)承認に関する件
- 第4号 平成30年度収支予算(案)承認に関する件
- 第5号 代議員選挙実施要領に関する件
- 第6号 代議員候補者の推薦に関する件
- 第7号 常務執行役の選任承認に関する件
- 第8号 事務局長の定年延長の承認に関する件
- 第9号 顧問の委嘱に関する件

報告事項

自主規制会議報告  
貸金戦略会議報告  
総務委員会報告

3 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会

自主規制会議 11 回(平成 29 年 4 月 26 日、5 月 17 日、7 月 19 日、8 月 10 日(書面による会議)、9 月 13 日(書面による会議)、10 月 12 日(書面による会議)、11 月 10 日(書面による会議)、12 月 20 日、平成 30 年 1 月 10 日(書面による会議)、2 月 13 日(書面による会議)、3 月 20 日)開催

「改正個人情報保護法」の完全施行に伴い、認定個人情報保護団体である当協会の「個人情報保護指針」の一部改正(案)を審議した。

「個人情報保護指針」等の一部改正に伴い、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」及び「社内規則策定ガイドライン」の一部改正(案)を審議し

た。

「紛争解決等業務に関する規則」の一部改正に伴い「広告審査に係る審査基準」の一部改正(案)を審議した。

実態に即した効果的かつ効率的な研修事業を構築するための「研修規則」及び「研修規則」に関する細則」の一部改正(案)について審議した。

法令等違反届出事案について、措置を審議した。

貸金戦略会議 6回(平成29年5月12日、7月12日(書面による会議)、10月13日、11月6日、平成30年2月19日(書面による会議)、3月16日)開催

昨年度において、改正貸金業法の完全施行から5年以上が経過し、資金需要者の借入状況等に急激な変化が生じる可能性が低いと考えられることから、協会がこれまで継続して検証してきた業界動向等の実態把握を目的とした大掛かりな定点調査については2年ごとに行うものとした。

これを受け本年度は、貸金業者の類型化に関する調査を行い「貸金業者における業態別の特色について」としてとりまとめ、定点調査として実施した、貸金業者の経営実態等に関する調査とともに公表した。

平成30年度税制改正要望を策定のうえ、政府等に建議要望した。

研修規則及び同細則を改正し、新たな規定に基づくコンプライアンス研修及びテーマ別研修を開催した。

地区協議会正副会長と意見交換を行った。

協会員と協会との連携強化策を実施した。

総務委員会 12回(平成29年4月20日、5月11日、6月8日(書面による会議)、7月13日、8月10日(書面による会議)、9月12日(書面による会議)、10月12日(書面による会議)、11月9日(書面による会議)、12月14日(書面による会議)、平成30年1月11日(書面による会議)、2月14日、3月15日)開催

平成28年度事業報告書及び決算報告書(案)、平成30年度予算編成方針、平成30年度事業計画及び収支予算(案)、「認定個人情報保護団体の業務に関する規則」の一部改正、「定款の施行に関する規則」の一部改正、支部事務所の移転、副委員長の選任、財務部会委員及び部会長の選任、代議員選挙実施要領に関する件等について、理事会に付議又は報告した。

相談・紛争解決委員会 6回(平成29年4月21日(書面による会議)、5月12日(書面による会議)、6月30日(書面による会議)、9月11日、11月10日(書面による会議)、平成30年2月2日(書面による会議))開催

負担金の改定及び負担金未納貸金業者に対する措置、紛争解決等業務に関する規則の一部改正、貸付自粛対応に関する規則の改正の理事会への発議について審議等するとともに、相談・苦情・紛争受付状況等について報告した。

試験委員会 2回(平成29年9月12日、12月14日)開催

平成29年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定、合格基準点及び合格者の決定を行うとともに、平成30年度資格試験問題の作問方針等の決定を行った。

#### 4 委員会等

自主ルール委員会 12回(平成29年4月18日、5月11日、6月20日、7月11日、8月9日、9月12日、10月10日、11月8日、12月12日、12月27日、平成30年2月6日、3月6日 全て書面による会議)開催

広告審査小委員会 12回(平成29年4月20日、5月18日、6月22日、7月20日(書面による会議)、8月17日(書面による会議)、9月21日、10月19日、11月16日(書面による会議)、12月21日、平成30年1月18日(書面による会議)、2月15日(書面による会議)、3月15日)開催

規律委員会 7回(平成29年4月18日、6月29日、9月6日、10月12日、12月12日、平成30年2月5日、3月26日(書面による会議))開催

研修委員会 2回(平成29年5月12日、10月27日(書面による会議))開催

企画調査委員会 6回(平成29年5月1日、7月4日、10月4日、10月30日、平成30年2月13日、3月12日)開催

人事推薦合同委員会 4回(平成29年4月12日、5月8日、9月6日、平成30年3月13日 全て書面による会議)開催

財務部会 2回(平成29年4月20日(書面による会議)、平成30年2月14日)開催

#### 5 協議会

10地区各1回(計10回)(平成29年7月4日(北海道地区)、7月6日(近畿地区)、7月7日(東海地区)、7月10日(沖縄県)、7月11日(九州地区)、7月14日(北陸地区)、7月20日(東北地区)、7月25日(四国地区)、7月26日(中国地区)、7月28日(関東地区)開催

地区協議会正副会長懇談会 1回(平成29年12月6日)開催

#### 6 行政との意見交換会

金融庁(総務企画局、監督局、検査局の3局合同)2回(平成29年4月26日、10月18日)開催

関東財務局 1回(平成29年10月3日)開催

#### 7 役員等の異動

##### 副会長の就退任

平成29年6月14日付退任 副会長 : 鈴木 哲、大岩秀幸

平成29年6月14日付新任 副会長 : 工藤雅弘、井上治夫

##### 会員理事の就任

平成29年6月14日付新任 会員理事 : 井上治夫



常任理事の就退任

平成 29 年 6 月 14 日付退任 常任理事 : 鈴木 哲  
平成 29 年 6 月 14 日付新任 常任理事 : 工藤雅弘

常務執行役の就退任

平成 29 年 4 月 1 日付再任 新井春樹  
平成 30 年 3 月 31 日付退任 新井春樹